

(別添)



問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 監 視 安 全 課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室
(内線 2474、2496)

令和3年度輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果

中間報告

令和3年 12 月

厚生労働省医薬・生活衛生局

令和3年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）

1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、令和3年度輸入食品監視指導計画を策定し、当該計画に基づいて監視指導を行っているところです。

（本計画は、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て策定され、法第23条第3項の規定により官庁報告として官報にて公表されています。）

今般、令和3年4月から同年9月までの間に実施した輸入食品等に係る監視指導の状況について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品監視業務 ～輸入食品の安全を守るために～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html



2. 令和3年度における輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

法第 23 条第 1 項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方とする。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（今年度の計画：171 食品群、約 100,000 件）
- 検査命令^{※2}
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し、定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置

④ 輸出国段階における衛生管理対策の推進

- 輸出国政府担当者及び生産者等に対する日本の食品衛生管理規制等の周知
- 二国間協議等を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産等の段階における衛生管理、監視体制の強化、輸出前検査等の推進
- 対日輸出食品の衛生管理対策に関する計画的な情報収集等
- 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等

⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存等に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

3. 令和3年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 (中間報告：速報値)

【 】内は昨年度同期間の数値

令和3年4月から同年9月までの輸入届出の件数は、1,246,313件【1,164,822件】、重量は11,891千トン【11,684千トン】であった。

これに対し、102,352件【98,296件】（モニタリング検査26,614件【25,184件】、検査命令32,819件【33,233件】、自主検査43,742件【41,417件】等の合計から重複を除いた数値）の検査を実施し、398件【305件】で法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた（表1）。

条文別の違反件数は、法第13条（食品の規格（微生物、残留農薬、残留動物用医薬品）、添加物の使用基準等）違反が295件と最も多く、次いで法第6条（アフラトキシン、シアン化合物等の有毒・有害物質の付着等）違反が83件、法第12条（指定外添加物の使用）違反が22件、法第18条（器具又は容器包装の規格）違反が22件、法第10条（食肉の衛生証明書の添付）違反が2件であった（表2）。

モニタリング検査は、26,614件（計画件数延べ99,995件に対し58,234件（実施率：約58%））を実施し、このうち78件（延べ78件）に法違反が確認され、回収等の措置を講じた（表3）。また、モニタリング検査にて法違反が確認された輸入食品等と同種の食品等について、法違反の可能性を判断するため、必要に応じて検査率を引き上げて検査し（表4）、さらに、法違反の可能性が高いと見込まれる場合には、検査命令の対象として輸入の都度検査を実施し、監視体制の強化を図った（表5）。

検査命令は、令和3年9月30日時点で、全輸出国対象の15品目及び30か国・1地域の85品目を対象としており、32,819件（延べ41,804件）を実施し、このうち87件（延べ87件）に法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた（表6）。

海外情報等に基づく緊急対応として、A型肝炎ウイルスに汚染されている中国産貝類加工品、リステリア・モノサイトゲネスに汚染されているアイルランド産ナチュラルチーズ及びサルモネラ属菌に汚染されているスペイン産ドライソーセージについて積戻し等の措置を講じた（表7）。

○表1 輸入届出・検査・違反状況(令和3年4月～令和3年9月:速報値)

届出件数 ^{※1} (件)	輸入重量 ^{※1} (千トン)	検査件数 ^{※2} (件)	割合 ^{※3} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※3} (%)
1,246,313	11,891	102,352 (32,819 ^{※4})	8.2	398	0.03
(前年度実績)					
1,164,822	11,684	98,296	8.4	305	0.03

※1 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず。

※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

※4 検査命令に係る数値

○表2 条文別違反状況(令和3年4月～令和3年9月:速報値)

違反条文	違反件数 (件)	構成比	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	83(延数) 83(実数)	19.6%	アーモンド、乾燥いちじく、香辛料(とうがらし)、とうもろこし、ナツメグ、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、亜麻の種子、キャッサバからのシアン化合物の検出、米、小麦、菜種等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)等
第10条 (病肉等の販売等の禁止)	2(延数) 2(実数)	0.5%	衛生証明書の不添付
第12条 (添加物等の販売等の制限)	22(延数) 22(実数)	5.2%	指定外添加物(TBHQ、塩化メチレン、サイクラミン酸、酸化亜鉛、パテントブルーV)の使用
第13条 (食品又は添加物の基準及び規格)	295(延数) 274(実数)	69.6%	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過、大腸菌群陽性等)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(大腸菌群陽性、動物用医薬品の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(安息香酸ナトリウム、ソルビン酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	22(延数) 17(実数)	5.2%	材質別規格等の違反
合計	(延数) ^{※1} (実数) ^{※2}	424 398	

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

○表3 モニタリング検査実施状況(令和3年4月～令和3年9月:速報値)

食品群	検査項目※1	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,208	1,205	0
	残留農薬	1,281	943	0
	添加物	118	96	0
	病原微生物	717	358	0
	成分規格等	385	195	0
	放射線照射	29	7	0
	SRM除去	－	596	1
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	1,996	1,042	0
	残留農薬	1,817	1,236	0
	添加物	1,247	1,049	0
	病原微生物	3,764	1,903	0
	成分規格等	2,057	1,258	3
	カビ毒	－	12	0
	放射線照射	－	5	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	1,817	1,113	0
	残留農薬	1,698	1,000	0
	添加物	297	138	0
	病原微生物	1,493	956	0
	成分規格等	534	229	0
	遺伝子組換え食品	59	28	0
	放射線照射	64	37	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,035	2,450	0
	残留農薬	3,243	2,719	0
	添加物	1,564	1,672	0
	病原微生物	5,376	3,041	0
	成分規格等	5,495	2,753	19
	カビ毒	－	6	0
	放射線照射	－	6	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,410	2,090	0
	残留農薬	10,959	5,440	22
	添加物	983	580	1
	病原微生物	1,434	1,505	0
	成分規格等	415	239	0
	カビ毒	2,297	1,268	1
	遺伝子組換え食品	502	215	0
	放射線照射	119	128	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	598	344	0
	残留農薬	7,160	4,994	12
	添加物	3,683	3,323	1
	病原微生物	1,970	1,257	0
	成分規格等	3,398	2,470	7
	カビ毒	3,313	1,728	2
	遺伝子組換え食品	302	191	1
	放射線照射	458	276	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	1,074	778	0
	添加物	2,565	1,761	0
	病原微生物	－	6	0
	成分規格等	1,196	452	0
	カビ毒	1,135	634	2
	遺伝子組換え食品	－	6	0
	放射線照射	－	8	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	118	149	0
	添加物	1,075	714	0
	成分規格等	657	320	1
	カビ毒	118	79	2
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,762	1,226	3
総 計(延数)		99,995 ※2	58,234 ※3 実施率約58%	78 ※3

※1 検査項目の例
・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等
・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。))、貝毒(下痢性・麻痺性貝毒)等
・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 検査強化分の計画10,000件を加算した件数

※3 検査項目別の延べ件数。届出別の実施件数は26,614件、違反件数は78件

○表4 モニタリング検査強化品目※¹（令和3年4月～令和3年9月）

対象国・地域	対象品目	検査項目
イタリア	うるち米	デルタメトリン及びトラロメトリン
イラン	ピスタチオナッツ	イミダクロプリド
インド	アーモンド加工品	アフラトキシン
	発酵茶	エチオン
エクアドル	バナナ	ピリプロキシフェン
ガーナ	カカオ豆	シペルメトリン
韓国	赤とうがらし	プロピコナゾール
		ヘキサコナゾール
	まくわうり	プロシミドン
スペイン	うるち米	デルタメトリン及びトラロメトリン
スリランカ	赤とうがらし	トリアゾホス
	発酵茶	ジウロン
タイ	未成熟えんどう	ジニコナゾール
		フルシラゾール
		ヘキサコナゾール
台湾	バナナ	イミダクロプリド
		デルタメトリン及びトラロメトリン
中国	えだまめ	ジフェノコナゾール
	おくら	メソミル
	きくらげ	イミダクロプリド
		クロルピリホス
	菜の花	ピリダベン
	にら	プロシミドン
	ほうれんそう	ピラクロストロビン
	未成熟えんどう	ヘキサコナゾール
トルコ	ひよこ豆	アフラトキシン
パラグアイ	チアシード	アフラトキシン
ブラジル	ブラジルナッツ加工品	アフラトキシン
ブルキナファソ	ごまの種子	アフラトキシン
ベトナム	シソクサ	イプロベンホス
		ジフルベンズロン
		ヘキサコナゾール
	ピタヤ(ドラゴンフルーツ)	メタラキシル及びメフェノキサム
	レイシ(ライチ)	トリシクラゾール
ベネズエラ	カカオ豆	シペルメトリン
南アフリカ	りんごジュース及び原料りんご果汁	パツリン
メキシコ	アボカド	ビフェントリン

※¹ 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く。

○表5 検査命令へ移行した品目（令和3年4月～令和3年9月）

対象国・地域	対象品目	検査項目
アルゼンチン	いんげん豆	アフラトキシン
イタリア	赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品（製造者限定）	アフラトキシン
イラン	アーモンド又はピスタチオナッツを含む食品（製造者限定）	アフラトキシン
インド	トウジンビエ	アフラトキシン
オーストラリア	りんごジュース及び原料用りんご果汁	パツリン
韓国	青とうがらし	テブフェンピラド
		ヘキサコナゾール
スペイン	乾燥いちじく又はアーモンドを含む食品（製造者限定）	アフラトキシン
中国	アーモンド、チアシード又は落花生を含む食品（製造者限定）	アフラトキシン
	食品（製造者限定）	サイクラミン酸
	ひまわりの種子	アフラトキシン
ネパール	そば	アフラトキシン
パキスタン	ピスタチオナッツを含む食品（製造者限定）	アフラトキシン
バングラデシュ	赤とうがらし、ターメリック、ひよこ豆又は落花生を含む食品（製造者限定）	アフラトキシン
フランス	赤とうがらし又はピスタチオナッツを含む食品（製造者限定）	アフラトキシン
	ナチュラルチーズ（製造者限定）	リステリア・モノサイトゲネス
ベトナム	シソクサ	イソプロチオラン
		トリシクラゾール
		ルフェヌロン
	食品（製造者限定）	サイクラミン酸
	ドリアン	プロシミドン
	バナナ	ペルメトリン
ポーランド	乾燥いちじくを含む食品（製造者限定）	アフラトキシン
ミャンマー	緑豆	チアメトキサム

○表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(令和3年4月～令和3年9月:速報値)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査 件数	違反 件数
全輸出国 (15品目)	アーモンド、チリペッパー、落花生等	アフラトキシン	6,051	40
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	158	4
	すじこ	亜硝酸根	83	0
中国 (18品目)	野菜(たまねぎ、にんじん、ほうれんそう等)、あさり	残留農薬(エンドリン、クロルピリホス、ジメトモルフ、チアメトキサム、トリアジメノール、ハロキシホップ、プロシミドン、プロメトリン)	18,275	18
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	4,120	0
	うなぎ、スッポン	残留動物用医薬品等(エンロフロキサシン、オキシリニック酸、スルファジミジン)	273	0
	花椒、ひまわりの種子、もろこし	アフラトキシン	208	0
	加工食品	サイクラミン酸	53	0
韓国 (13品目)	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	2,203	0
	青とうがらし、エゴマ	残留農薬(テブフェンピラド、フルキンコナゾール、ヘキサコナゾール、インドキサカルブ、パクロブトラゾール)	257	2
ベトナム (13品目)	えび、かわはぎ	残留動物用医薬品等(エンロフロキサシン、クロラムフェニコール)	4,811	3
	青とうがらし、赤とうがらし、きだちとうがらし、にんじん、ドリアン、バナナ	残留農薬(トリシクラゾール、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール、プロシミドン、ペルメトリン)	270	2
	加工食品	サイクラミン酸	29	0
	きび	アフラトキシン	1	0
インド (9品目)	養殖えび	フラゾリドン	1,059	5
	ケツメイシ、トウジンビエ、とうもろこし、メボウキの種子	アフラトキシン	49	1
	とうがらし、フェネルの種子	残留農薬(トリアゾホス)	42	0
タイ (9品目)	オオバコエンドロ、おくら、グリーンアスパラガス、ドリアン、バナナ、マンゴー、マンゴスチン	残留農薬(EPN、イマザリル、クロルピリホス、シベルメトリン、プロシミドン、プロピコナゾール)	1,197	2
米国 (8品目)	乾燥なつめやし、とうもろこし、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	1,620	3
	とうもろこし	デルタメトリン及びトラロメトリン	47	0
その他(29カ国・1地域、総43品目)			998	7
合計(延数) ^{※1}			41,804	87
(実数) ^{※2}			32,819	87

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

○表7 海外情報等に基づき行った主な監視強化(令和3年4月～令和3年9月)

強化月	対象国	対象品目及び内容	経緯及び対応状況
6月	中国 韓国	貝類加工品 (A型肝炎ウイルス汚染のおそれ)	韓国において、A型肝炎ウイルスが検出された中国産貝類加工品の回収が行われているとの追加情報を受け、通知を改正し、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
7月 8月	アイルランド	ナチュラルチーズ (リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ)	アイルランドにおいて、リステリア・モノサイトゲネスが検出されたナチュラルチーズの回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
9月	スペイン	ドライソーセージ (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	スペインにおいて、サルモネラ属菌が検出されたドライソーセージの回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。

(参 考)主な用語説明

用語	説明
アフラトキシン	真菌類のうち、不完全菌類に属するかびである <i>Aspergillus flavus</i> 及び <i>Aspergillus parasiticus</i> によって産生されるかび毒
イプロベンホス	農薬(有機リン系殺菌剤)
イマザリル	農薬(殺菌剤)
イミダクロプリド	農薬(クロロニコチニル系殺虫剤)
エチオン	農薬(殺虫剤)
エンドリン	農薬(殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(合成抗菌剤)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
サイクラミン酸	指定外添加物
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジウロン	農薬(除草剤)
ジニコナゾール	農薬(トリアゾール系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフルベンズロン	農薬(ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジメトモルフ	農薬(ケイ皮酸誘導体の殺菌剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす。)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす。)
テブフェンピラド	農薬(ピラゾール環を有する殺虫剤)
デルタメトリン及びトラロメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
トリアジメノール	農薬(殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
トリシクラゾール	農薬(ベンゾチアゾール系除草剤)
パクロブトラゾール	農薬(トリアゾール系成長調整剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される)
ハロキシホップ	農薬(ヘテロサイクリック系除草剤)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピラクロストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
ピリダベン	農薬(ピリダジノン骨格を有する殺虫剤)
ピリプロキシフェン	農薬(4-フェノキシ構造を有する殺虫剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フルシラゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロシミドン	農薬(ジカルボキシイミド系殺菌剤)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
メソミル	農薬(殺虫剤)
メタラキシル及びメフェノキサム	農薬(フェニルアミド誘導体の殺菌剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす。)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)